

求職活動申立書

留寿都村教育委員会教育長 様

求職活動開始時期	令和 年 月 日から開始
求職活動状況 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ハローワークに通っている。 <input type="checkbox"/> 既に面接を受けている。 <input type="checkbox"/> その他 ()

私の求職活動は、上記のとおり相違ないことを申し立ていたします。

令和 年 月 日

【申立者】 住 所 留寿都村.....
氏 名 印.....
児童との続柄

【記載上の注意等について】

本申立書は、求職活動を行っている又は求職活動を行う予定にある保護者の方が対象となります。求職活動中であることが確認できる「ハローワークカード」(ハローワークが発行)等の写しを添付してください。就労決定後は速やかに在職証明書及び「支給認定変更申請書」を提出してください。書類の提出により、支給認定等の審査を行います。事実と異なる申し立てがあった場合には支給認定等を取り消すことがありますのでご注意ください。

【求職活動により保育を利用するときの注意事項について】

本申立書の有効期限は、求職活動の事由により支給認定が効力を生じた日から起算して、90日を経過した日が属する月の月末までの期間となりますので、期限内に提出をお願いします。

期限内に就労証明書の提出または勤務が開始されない場合は、新たに保育の利用の手続きが必要となります。